

西宮市家庭教育振興市民会議 運営要項

(名 称)

第1条 この会は、西宮市家庭教育振興市民会議（以下「市民会議」という。）という。

(目 的)

第2条 市民会議は、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、地域、学校、行政が一体となって取り組める方策を研究し、家庭の教育力の充実を支援することを目的とする。

(構 成)

第3条 市民会議の構成は次のとおりとする。

団体（機関）他	委員数
社会教育関係団体	3
学校等関係者	2
学識経験者	1
行政関係者	5

- 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 市民会議に議長及び副議長をおく。
- 議長及び副議長は市民会議の会議において選出し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 議長は、市民会議を代表し、会務を掌理する。
- 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 議長は必要に応じ、本会議を構成する団体（機関）以外より意見を求めることができる。

(活動内容)

第4条 市民会議は、家庭教育に関する課題や取組みについて必要な情報交換ならびに連絡協議を行い、家庭教育の充実のための啓発や推進を行う。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要に応じて開くものとし、議長が召集する。

(庶 務)

第6条 市民会議の庶務は、西宮市教育委員会事務局学校支援部地域学校協働課において処理する。

(その他)

第7条 その他市民会議の運営に必要な事項は、会議において別に定める。

付 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

この要項は、令和3年4月1日から実施する。